

# 飯能市イメージキャラクター「夢馬（むーま）」キャラクターデザイン使用規程

平成 23 年 10 月 1 日 制定

令和 6 年 2 月 1 日 改正

## （趣旨）

第1条 この規程は、飯能市イメージキャラクター「夢馬（むーま）」キャラクターデザイン（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## （使用できる者）

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- （1）飯能市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- （2）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- （3）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- （5）その他、市長がその使用について不適當であると認めるとき。

2 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

## （営利を目的とする使用承認申請）

第3条 前条第2項の承認を受けようとするときは、あらかじめキャラクターデザイン使用承認申請書（新規）（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について承認をしたときは、キャラクターデザイン使用承認書（新規）（様式第2号）を、承認をしなかったときはキャラクターデザイン使用不承認書（新規）（様式第2号）を交付するものとする。

3 キャラクターの使用期間は、承認日から起算して最長で次年度末までとする。

## （営利を目的としない使用の報告）

第4条 営利を目的としないでキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラク

ターデザイン使用届（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）市が業務のために使用するとき。

（2）学校教育法第1条に規定されている学校及び保育所が業務のために使用するとき。

（3）報道機関が市の事業等に関する報道の目的で使用するとき。

（4）個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用し、かつ第三者へ広く公開しないとき。

（5）その他市長が適当と認めるとき。

2 市長は、前項の届出について、営利を目的とする使用と認めた場合は前条に定める申請を求めるものとする。

3 キャラクターの使用期間は、届け出の日から起算して最長で次年度末までとする。

4 第1項ただし書きの規定にかかわらず、市長は必要に応じてキャラクターの使用実態について必要な報告を求めることができる。

5 届け出た内容を更新・変更する場合は、その都度キャラクターデザイン使用届（様式第3号）を提出しなければならない。

（更新・変更）

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下、「使用承認者」という。）がキャラクターを引き続き使用する場合は、キャラクターデザイン使用承認申請書（更新）（様式第4号）に必要な書類を添付して市長に提出し、使用期間の満了日までにその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行った者に対し、承認をしたときはキャラクターデザイン使用承認書（更新）（様式第5号）を、承認をしなかったときはキャラクターデザイン使用不承認書（更新）（様式第5号）を交付するものとする。

3 使用承認者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクターデザイン使用申請書（変更）（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認、不承認は、キャラクターデザイン使用承認書（変更）（様式第5号）、キャラクターデザイン使用不承認書（変更）（様式第5号）をもって行う。

（使用上の遵守事項）

第6条 第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第3項の規定にかかわらず、市長

は必要に応じてキャラクターの使用実態について必要な報告を求めることができる。

2 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。ただし、市長が認めたときはこの限りではない。

(1) 使用するデザインは夢馬公式イラスト集に定められたものとし、デザインの改変等を行ってはならない。

(2) 「飯能市イメージキャラクター夢馬（むーま）」との表記を付すこと（別記使用例を参照）。ただし、表記を付すことが困難であると市長が認めるときは、その表記を省略することができる。

(3) 第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しないように使用すること。

3 使用承認者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(3) 使用年度終了後 30 日以内若しくは使用終了後 30 日以内のいずれか早い日までに「キャラクターデザイン使用商品等販売状況報告書」（様式第 6 号）を提出すること。

（権利義務の譲渡等）

第 7 条 使用承認者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第 8 条 使用者が、第 6 条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 使用承認者が、第 6 条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、市長はキャラクターデザイン使用承認取消通知書（様式第 7 号）を交付し、その承認を取り消すことができる。

3 前 2 項の規定による請求等、及び承認の取り消しに関し、使用者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。

（責任の制限）

第 9 条 使用者が、キャラクターの使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償

または損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについては必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成23年10月1日より施行する。

附則

この規程は、平成24年6月1日より施行する。

附則

この規程は、令和元年5月1日より施行する。

附則

この規程は、令和元年7月1日より施行する。

附則

この規程は、令和3年3月31日より施行する。

附則

この規程は、令和6年2月1日より施行する。

別記

使用例



飯能市イメージキャラクター  
夢馬（むーま）



飯能市イメージキャラクター  
夢馬（むーま）

様式第1号（第3条関係）

キャラクターデザイン使用承認申請書（新規）

年 月 日

（あて先）

飯能市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、キャラクターデザインの使用をしたいので申請します。

記

使用の詳細	目的	
	方法	
	使用期間	
連絡責任者	(フリガナ) 氏名	
	連絡先	電話 FAX
添付書類		1 企画書・レイアウト図 2 キャラクターのデザインが分かる書類

様式第2号（第3条関係）

キャラクターデザイン使用承認・不承認書（新規）

年 月 日

様

飯能市長

印

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターデザインの使用について、  
下記のとおり承認・不承認します。

記

承認番号	第 号
目的	
方法	
使用期間	
承認条件	1 提出したキャラクターデザイン使用承認申請書の申請内容通りに使用すること。 2 飯能市イメージキャラクター「夢馬（むーま）」キャラクターデザイン使用規程を遵守すること。
不承認理由	

様式第3号(第4条関係)

キャラクターデザイン使用届

年 月 日

(あて先)

飯能市長

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

下記のとおり使用したいので届け出いたします。

使用の詳細	目的	
	方法	
	使用期間	
連絡責任者	(フリガナ) 氏名	
	連絡先	電話 FAX
添付書類	1 企画書・レイアウト図 2 キャラクターのデザインが分かる書類	



飯能市イメージキャラクター  
夢馬(むーま)

様式4号(第5条関係)

キャラクターデザイン使用申請書(更新・変更)

年 月 日

(あて先)

飯能市長

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

承認番号第 号の内容について、下記のとおり更新・変更したいので、申請します。

(更新内容) 更新の場合	目的	
	方法	
	使用期間	
(変更内容) 変更の場合	変更前	
	変更後	
連絡責任者	(フリガナ) 氏名	
	連絡先	電話 FAX
添付書類	1 企画書・レイアウト図 2 キャラクターのデザインが分かる書類	



様式第5号(第5条関係)

キャラクターデザイン使用承認・不承認書(更新・変更)

年 月 日

様

飯能市長

印

年 月 日付けで申請のありました承認番号第 号の更新・変更申請については、  
下記のとおり承認・不承認します。

(更新内容) 更新の場合	目的	
	方法	
	使用期間	
(変更内容) 変更の場合	変更前	
	変更後	
承認条件	1 提出したキャラクターデザイン使用承認申請書の申請内容通りに使用すること。 2 飯能市イメージキャラクター「夢馬(むーま)」キャラクターデザイン使用規程を遵守すること。	
不承認理由		

様式第6号(第6条関係)

キャラクターデザイン使用商品等販売状況報告書

年 月 日

(あて先)

飯能市長

使用者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

承認番号第 号に係る販売状況等について、次のとおり報告します。

1 使用方法

商品 パッケージ その他( )

2 商品の品種・種類 \_\_\_\_\_

3 商品名 \_\_\_\_\_

4 販売(使用)期間 \_\_\_\_\_年 月 日から \_\_\_\_\_年 月 日まで

5 販売総額等

単価 \_\_\_\_\_円 販売数量 \_\_\_\_\_ 販売総額 \_\_\_\_\_円

6 販路

自店  百貨店  スーパー  コンビニ  専門店・量販店  その他

7 連絡先(担当者名、電話番号)

担当者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

\*提出時期:使用年度若しくは使用日終了後 30 日以内に提出してください。

様式第7号(第8条関係)

キャラクターデザイン使用承認取消通知書

年 月 日

様

飯能市長

印

年 月 日付けで承認した、承認番号第 号に係るキャラクターデザインの使用  
については、下記の理由により使用承認を取り消いたします。

承認取消理由